

我が国の現行の更生保護制度は、昭和二十四年に犯罪者予防更生法が制定、施行されて発足し、以来、本年度で五十周年を迎えることとなりました。

我が国の刑事政策の一翼を担う更生保護制度は、犯罪や非行に陥った者の立ち直りを助けるとともに、犯罪・非行を未然に防止することを目的としておりますが、この目的を達するためには、行政の働きのみならず地域社会の理解と協力が不可欠であり、現に五万人の保護司、民間の更生保護法人によつて運営されている百の更生保護施設のほか、全国二十万人以上に上るボランティアの諸活動によつて支えられ、正に官民一体の制度として発展してまいりました。この間、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの方々は、等しく、人間の可能性を信じ、地域社会を愛し、献身的な努力を重ねてこられました。

さかのぼれば、明治二十一年に、更生を誓いながらも文字どおり路頭に迷った刑務所出所者の不幸を看過できなかった民間篤志家が、その私財をなげうち、初の更生保護施設を設立し保護善導事業を行ったことが、近代更生保護の先駆けとなっております。その善意の精神は現行の制度に受け継がれ、現在に至るまで連綿として制度の根底に流れ続けているわけです。

しかしながら、最近の犯罪・非行の情勢をみますと、覚せい剤事犯などの薬物事件や少年非行の増加など予断を許さない状

地域社会と更生保護の 連携強化に向けて



況にあり、特に、最近の少年による凶悪事件の発生は、大きな社会問題ともなっております。これらの問題の背景としては、昨今の都市化・国際化の進展、急激な社会経済構造の変化と、その影響による地域社会における連帯感の欠如、人間関係の希薄化を一因とする地域社会の犯罪抑止力の低下などを指摘することができます。

このような状況は、関係機関はもとより広く国民の理解と協力を得て行ってきた平素の保護司活動を困難にしております。そこで、法務省といたしましては、先の通常国会において保護司制度の一層の充実強化を目的とする保護司法の一部改正を行い、保護司組織による組織的な支援体制の強化や犯罪予防活動の組織的展開を図ることとしたところであります。この改正により、例えば保護司組織と学校とが連携して青少年健全育成の活動を行うなど、より地域の関係機関などと連携した保護司及び保護司組織の活動が一層活発化するものと思っております。

我が国の更生保護制度は、地域社会に根ざしたボランティアとの官民協働体制により運営されており、世界に類例のないものであります。戦後五十年を経て、我が国も激動の時期を迎えておりますが、このような体制は今なお極めて有用なものであり、今後もこの特色を生かしつつ、地域社会との連携を更に深めながら更生保護の機能を高めていきたいと考えております。制度施行五十周年を迎えたこの機会に、更生保護制度に対する皆様方のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。



法務大臣
陣内 孝雄